



2020年1月28日

各 位

会 社 名 日本たばこ産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 寺島 正道
(コード番号 2914 東証 第一部)
問 合 せ 先 IR広報部 (TEL 03-3582-3111 (代表))

新規劣後特約付ローンによる資金調達に関するお知らせ

当社は、2020年1月28日、新規劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」という。）による総額1,000億円の資金調達についての契約を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本劣後ローン調達の目的・意義

当社グループは、中長期に亘る持続的な利益成長の実現のために、財務方針として、「経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤の保持」を掲げております。

上記の財務方針を踏まえ、財務健全性及び資本効率性の向上を両立する新たな資金調達手段として、本劣後ローンにより資金を調達することを決定いたしました。

本劣後ローンは、資本と負債の中間的性質を持ち、負債でありながら資本に類似した特徴を有しております。そのため、格付機関より一定の資本性が認められることから、株式の希薄化なしに実質的な財務基盤の強化が可能となります。

2. 本劣後ローンの概要

調達金額	1,000億円
契約締結日	2020年1月28日
実行日	2020年1月31日
資金使途	既存有利子負債の返済及び運転資金に充当
弁済期日	2080年1月31日 ただし、借入実行日から5年経過後以降の各利払日において、元本の全部または一部の期限前弁済が可能
借換制限	契約上の定めなし ただし、当社は本劣後ローンを期限前弁済する場合、期限前弁済日以前12ヶ月以内に、普通株式または本劣後ローンと同等以上の資本性を有するものと格付機関から認定された資金により本劣後ローンを借り換えることを意図している（注）

利息支払に関する条項	利息の任意停止が可能
劣後特約	<p>本劣後ローンの債権者は、当社の清算手続、破産手続、更生手続若しくは民事再生手続又は日本法によらないこれらに準ずる手続において、上位債務に劣後した劣後請求権を有する。</p> <p>本劣後ローンに係る契約の各条項は、いかなる意味においても劣後債権の債権者以外の債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならない。</p>
貸付人	株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社三井住友銀行、三井住友信託銀行株式会社
格付機関による資本性評価（予定）	<p>S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社：中資本性</p> <p>株式会社格付投資情報センター：クラス3・資本性50</p>

(注) 一定の財務基準を満たす場合には、同等以上の資本性が認定された資金による借り換えを見送る可能性があります。

以 上